

# 広島市役所環境保全実行計画

## 1 趣 旨

今日の都市の発展に伴う人口の集中や産業の集積、また、これまで社会の繁栄を支えてきた大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、身近な環境に影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球的規模で環境へ影響を及ぼしており、人類を含むすべての生物の生存基盤を将来にわたって脅かしている。

市では、このような環境問題に対処するため、平成 10 年（1998 年）度に環境の保全及び創造に関する基本理念等を定めた「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定するとともに、平成 13 年（2001 年）度には基本条例に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進していくため「広島市環境基本計画」を策定した。

一方、平成 9 年（1997 年）12 月に京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」において採択された「京都議定書」により、我が国は、平成 20 年（2008 年）からの 5 年間に於いて、平成 2 年（1990 年）比で温室効果ガスの排出を 6%削減することを国際的に約束した。

我が国では、地球温暖化対策を総合的に推進するため、平成 11 年（1999 年）4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、地方公共団体は自らの事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を策定し、計画及び実施状況を公表することが義務付けられた。

これを受け、市では、平成 13 年（2001 年）10 月に、法に基づく計画として、「広島市役所環境保全実行計画」（以下「計画」という。）を策定した。

このたび、計画の期間が終了することに伴い、平成 18 年度（2006 年度）以降の計画に改正し、「広島市地球温暖化対策地域推進計画」（平成 15 年（2003 年）5 月策定）に掲げる市の事務事業からの温室効果ガス削減の取組を推進するものである。

## 2 計画の目的

市は、大規模な事業者・消費者としての立場から、地球温暖化対策など環境保全のための行動を自ら率先して実行することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、市民、事業者の行う環境に配慮した自主的な取組の促進を図る。

## 3 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、市の事務及び事業（市長部局、議会事務局、教育委員会事務局及び教育機関、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、消防局、水道局、病院事業の事務及び事業）とする。

また、管理を外部に委託している市の施設については、管理に係る環境負荷量を把握する。

なお、管理を受託する法人等に対しても、管理に係る環境負荷の軽減について協力を要請する。

#### 4 計画の期間

計画の期間は、平成 18 年度(2006 年度)から平成 22 年度(2010 年度)までの 5 年間とする。  
計画は、計画の実施状況、社会情勢等を踏まえ、適宜必要な見直しを行う。

#### 5 計画の内容

市の事務事業からの温室効果ガス排出量を削減するため、次に掲げる環境保全行動を率先して実行する。

- (1) 省エネルギー・省資源の推進  
電気、水道、都市ガス、燃料などエネルギー使用量の削減を推進する。
- (2) ごみの減量化・リサイクルの推進  
ごみ排出量の削減・リサイクル、紙の使用量の削減を推進する。
- (3) 環境配慮型物品の購入・使用  
環境配慮型物品の購入・使用、再生紙の利用、低公害車の導入を推進する。
- (4) 公用車の適正利用  
公用車の使用燃料の削減、公用車台数の削減を推進する。
- (5) 公共施設の適正な建設・管理  
資源・エネルギーの効率的利用、公共施設の緑化・美化の推進及び建設副産物の発生の抑制と効率的な処分・流用等を推進する。
- (6) 職員の環境保全意識の向上  
職員の環境保全意識の向上及び環境保全活動等への参加を推進する。

#### 6 計画の目標及び具体的な行動

計画では、環境保全行動を実効あるものとするため、次のとおり目標及び具体的行動を掲げて取組を推進する。

なお、数値目標は、平成 16 年度(2004 年度)を基準年度とし、平成 22 年度(2010 年度)を目標年度とする。

- (1) 温室効果ガス排出量の削減目標  
次に掲げる区分ごとに温室効果ガス排出量の削減を図り、市の事務事業からの排出量を全体で 8.5%削減する。
  - ア 市の事務事業に係る事務所等からの排出量を 2.4%削減する。
  - イ その他、市域内から排出される廃棄物等の処理及び市域内で使用される水道水の供給に伴う排出量の削減目標を次のとおりとする。
    - (ア) 廃棄物の処理に伴う排出量を 20.2%削減する。
    - (イ) 下水・し尿等の処理に伴う排出量を 3.2%削減する。
    - (ウ) 水道水の供給に伴う排出量を 5%削減する。
- (2) 環境保全行動の目標及び具体的行動  
環境保全行動の目標、具体的行動については、別紙のとおりとする。  
なお、廃棄物の処理、下水・し尿の処理及び水道水の供給については、ごみ減量プログラムの推進、エネルギー効率の改善等の取組により、それぞれの削減目標の達成を目指す。

## 7 計画の推進

計画は、次のとおり推進する。

### (1) 計画の推進体制

ア 計画の実効ある推進のため、「広島市環境調整会議（以下「環境調整会議」という。）」において、総合的な調整を行う。

イ 各局・区等庶務担当課長は、各局・区等での数値目標の設定、計画の推進、実施状況の把握を行う。

ウ 各課等課長は、各課での計画の推進、実施状況の把握を行う。

エ 「広島市環境調整会議幹事会（以下「環境調整会議幹事会」という。）」において、各局・区等での数値目標の検討、計画の推進、実施状況の評価を行う。

オ 環境調整会議事務局（環境局環境政策課）は、温室効果ガスの排出量を含む計画の実施状況を把握する。

### (2) 取組状況の点検・周知徹底

各局・区等庶務担当課長、各課等課長は、6月（環境月間）、12月（地球温暖化防止月間）に各職場における取組状況の点検をするとともに、職員へ計画の周知徹底を行う。

### (3) 計画の評価・見直し

ア 各局・区等庶務担当課長は、前年度の各局・区等での計画の実施状況を取りまとめ、環境調整会議事務局に報告する。

イ 環境調整会議事務局は、計画の実施状況を取りまとめ、温室効果ガスの排出量を算出する。

ウ 環境調整会議幹事会において、計画の実施状況等により評価を行う。

エ 環境調整会議において、毎年1回、計画の実施状況、評価等により、必要に応じて見直しを行う。

### (4) 広島市役所庁舎 ISO14001 との関連について

本庁舎及び区役所庁舎については、広島市役所庁舎 ISO14001 に基づき、計画の取組を推進する。

## 8 計画の公表

計画の進捗状況、計画の改正については、「広島市の環境」等により、広く市民・事業者に公表する。

## 計画の目的・目標及び具体的行動

目的	目標(目標22年度)	具体的行動
<b>I 省エネルギー・省資源の推進</b>		
1 電気使用量の削減	〔数値目標1〕 電気使用量を2.4%削減する	① 昼休み時、時間外勤務中など不要な照明は消す。 ② 玄関、階段等共用スペースの照明は、可能な限り、時間短縮や間引き消灯を行う。 ③ 不要なOA機器等はこまめにスイッチオフする。 ④ OA機器等の待機電力の削減に努める。 ⑤ 室内温度の適正管理を行う。 (冷房時：28℃、暖房時：19℃) ⑥ 空調設備等の適正な運転管理を行う。 ⑦ 空調の吹き出し口には物を置かない。 ⑧ ブラインド、カーテン等を有効に活用する。 ⑨ エレベーターの利用を控えるとともに、可能なところはエレベーターの時間帯別運転台数の規制を行う。 ⑩ 自動販売機の省エネルギー化や台数の削減等を行う。 ⑪ 定時退庁の徹底、時間外勤務の削減に努める。
2 水道使用量の削減	〔数値目標2〕 水道使用量を3%削減する	① 蛇口には、節水コマを取り付ける。 ② 水道水圧を調整し、節水を推進する。 ③ 節水機器の導入に努める。 ④ 日常的に節水に努める。
3 都市ガス使用量の削減	〔数値目標3〕 都市ガス使用量を3%削減する	① 室内温度の適正管理を行う。 (冷房時：28℃、暖房時：19℃) ② 空調設備等の適正な運転管理を行う。 ③ 空調の吹き出し口には物を置かない。 ④ ブラインド、カーテン等を有効に活用する。
4 燃料使用量の削減	〔数値目標4〕 公共施設で使用する燃料(重油、軽油、灯油)の使用量を3%削減する	① 室内温度の適正管理を行う。 (冷房時：28℃、暖房時：19℃) ② 空調設備等の適正な運転管理を行う。 ③ 空調の吹き出し口には物を置かない。 ④ ブラインド、カーテン等を有効に活用する。
<b>II ごみの減量化・リサイクルの推進</b>		
1 ごみ排出量の削減	〔数値目標5〕 ごみ排出量を10%削減する	① 紙コップ、ペーパータオルなど使い捨て物品の使用を抑制する。 ② ファイルなど物品の再利用に努める。 ③ 物品等の購入に際しては、できる限り簡易包装商品等を選択するとともに、過剰包装にならないよう努める。 ④ 職場で配られる営業用チラシ等については、過剰に配布することのないよう業者に周知する。
	〔数値目標6〕 ごみのリサイクル率を71%に高める	① 紙、ビン、カン、ペットボトルなどの分別排出・リサイクルを徹底する。(「広島市役所 紙3R計画」参照) ② 物品等は、保管転換など再利用や長期間の使用に努める。 ③ 生ごみ等は、堆肥化などリサイクルに努める。

目 的	目標(目標 22 年度)	具 体 的 行 動
2 紙の使用量の削減	〔数値目標 7〕 紙の使用量を 4.9%削減する	① 紙の使用の削減に努める。(「広島市役所 紙 3R 計画」参照) ② 庁内 LAN の整備・活用など、紙の使用量の削減に資する情報システムの導入に努める。 ③ ホームページ等を活用し、印刷物の発行部数を削減する。
<b>III 環境配慮型物品の購入・使用</b>		
1 環境配慮型物品の購入・使用	〔行動目標 1〕 環境配慮型物品の優先的購入・使用に努める	① 「広島市役所グリーン購入方針」に基づき、環境配慮型物品の購入を推進する。 ② 上記以外の物品についても、エコマーク等の付いた環境に配慮した物品を優先的に購入する。 ③ エアゾール製品(スプレー、ダストブロワー等)は、非フロン系のものを使用するように努める。 ④ 簡易印刷等、可能なものについては、厚みの薄い紙を利用する。
	〔数値目標 8〕 石けんなど洗剤使用量を 3%削減する	① 石けんなど洗剤の適正・減量使用を推進する。
	〔数値目標 9〕 「広島市役所グリーン購入方針」に基づく再生紙の使用率を 100%にする	① 「広島市役所グリーン購入方針」に基づき、再生紙の利用を推進する。(「広島市役所 紙 3R 計画」参照) ② 名刺は、再生紙等により作成するよう努める。
2 低公害車等の導入	〔数値目標 10〕 「広島市役所グリーン購入方針」に基づく低公害車の導入率を 100%にする	① 「広島市役所グリーン購入方針」に基づき、低公害車や低燃費車の導入に努める。 ② 公用車の購入にあたっては、必要最小限の大きさの自動車にする。  (「広島市自動車使用合理化計画」参照)
<b>IV 公用車の適正利用</b>		
1 公用車の適正利用	〔数値目標 11〕 公用車の燃料(ガソリン、軽油)使用量を 2.9%削減する	① 車ごとの運行状況の把握、相乗り等、公用車の効率的利用に努める。 ② アイドリング・ストップを徹底する、急発進・急加速をしない、エアコンを過度に使用しない等、環境に配慮した運転(エコドライブ)に努める。 ③ 公共交通機関や自転車を積極的に利用する。 ④ 公用車台数の削減に努める。  (「広島市自動車合理化計画」参照)

目 的	目標(目標 22 年度)	具 体 的 行 動
<b>V 公共施設（公共建物、道路等）の適正な建設・管理</b>		
1 資源・エネルギーの効率的利用	〔行動目標 2〕 資源・エネルギーの効率的利用に努める	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ESCO 事業を活用するなど、資源・エネルギーを効率的に利用するための設備機器、工法の採用に努める。</li> <li>② 太陽光等の自然エネルギー、燃料電池等の高効率エネルギーなど新エネルギーを利用した設備の導入に努める。</li> <li>③ 断熱性能向上のための材料の導入に努める。</li> <li>④ 耐久性の高い材料やリサイクル可能な材料の使用に努める。</li> <li>⑤ 公共建物敷地等へ透水性舗装の導入、水の再利用や雨水の活用に努める。</li> <li>⑥ 熱帯木材の使用抑制に努める。</li> </ul>
2 公共施設の緑化・美化の推進	〔行動目標 3〕 公共施設等の緑化・美化を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公園緑地の整備を進め、その適正な管理を行う。</li> <li>② 公共建物については、空地部分や駐車場等、敷地内の緑化を進めるとともに建物の屋上・壁面の緑化に努め、その適正な管理を行う。</li> <li>③ 道路の緑化を進め、その適正な管理を行う。</li> <li>④ 公共建物の敷地内及びその周辺を職員により清掃する。</li> </ul>
3 建設副産物の発生抑制と効率的な処分・流用の推進	〔数値目標 12〕 公共工事で発生するコンクリート塊などの建設副産物のリサイクル率〔(建設廃棄物のリサイクル率+建設発生土のリサイクル率)÷2〕を 91% 以上にする	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設発生土については、発生の抑制、再利用に努める。</li> <li>② 建設廃棄物の再利用・再資源化を図るとともに、再生資材の使用に努める。</li> </ul>
4 環境汚染（大気汚染、水質汚濁、騒音振動等）等への配慮	〔行動目標 4〕 環境汚染の防止を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 公害防止設備の設置、施設・設備の適正な維持管理を行う。</li> <li>② 大気汚染物質、水質汚濁物質等の一層の削減に努める。</li> <li>③ 低騒音舗装の施工に努める。</li> </ul>
	〔行動目標 5〕 フロン、ハロンの排出を抑制する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 空調設備等は、原則として、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)冷媒を使用した設備を導入しない。</li> <li>② 消火設備は、原則として、特定ハロン消火設備を導入しない。</li> <li>③ フロン、ハロンを使用した空調設備、冷蔵設備等の適正な管理を行い、フロン等の漏洩防止に努める。</li> <li>④ フロン、ハロンを使用した空調設備、冷蔵設備等を廃棄する際は、フロン等を適正に処理する。</li> </ul>
	〔行動目標 6〕 六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )の排出を抑制する	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)電気機械器具(変圧器、開閉器、遮断器等)の適正な管理を行い、SF<sub>6</sub>の漏洩防止に努める。</li> <li>② SF<sub>6</sub>電気機械器具を廃棄する際は、適正に処理する。</li> </ul>

目 的	目標(目標 22 年度)	具 体 的 行 動
4 環 境 汚 染 (大気汚染、 水質汚濁、騒 音振動等) 等 への配慮	〔行動目標 7〕 周辺環境に配慮 する	① 公共建物の建設にあたっては、周辺景観との調和に配慮する。 ② 「光害対策ガイドライン」(平成 10 年 10 月：環境省) などにより、良好な照明環境の実現に努める。 ③ 公共施設の建設に当たっては、自然を活かした工法の採用に努める。
<b>VI 職員の環境保全意識の向上</b>		
1 環境保全意 識の向上	〔行動目標 8〕 職員の環境保全 意識の向上を図 る	① 環境保全に関する研修を実施する。 ② 環境保全に関する情報を積極的に職員に周知する。
2 環境保全活 動等への参加	〔行動目標 9〕 職員が環境保全 活動等に参加し やすい職場づく りに努める	① ボランティア職免の利用やボランティア情報の提供など、職員が環境保全活動に積極的に参加しやすい職場づくりに努める。